

④ 子育て支援について

子育てについての相談は、こども家庭センターや家庭養護促進協会のほか、児童養護施設等に設置しています「里親支援専門相談員」や子どもの家庭問題について支援を行う「児童家庭支援センター」の専門職員が応じます。また、里親たちで組織する「里親会」があり、子どもを育てるための情報交換や研修会のほか、里親同士の交流をとおして啓発活動や里親家庭への援助を行っています。

⑤ 養育のための費用について

里親には、養育費として、里親手当、生活費、学校教育費、子どもの医療費などが支給されます。こども家庭センターから毎月里親へ送られます（「委託費」といいます）。

里親支援専門相談員^{*}を配置している児童養護施設等
令和4年4月1日現在

児童養護施設等	住所	電話	関係する児童家庭支援センター
子供の家	〒661-0974 尼崎市若王寺3-16-3	(06) 6491-8953	キャンディ (06) 6491-1811
善照学園	〒651-1423 西宮市山口町船坂2128-1	(078) 904-3773	
御殿山ひかりの家	〒656-0841 宝塚市御殿山2-1-67	(0797) 85-4452	子そだてサポートひかり (0797) 81-2775
播磨同仁学院	〒675-0112 加古川市平岡町山之上518	(079) 424-3278	
立正学園	〒675-1202 加古川市八幡町野村617-4	(079) 438-0132	虹の丘 (079) 438-2725
広畑学園	〒671-1102 姫路市広畑区蒲田370-1	(079) 236-1630	すみれ (079) 230-4445
光都学園	〒679-5165 たつの市新宮町光都1-6-1	(0791) 58-1101	すすらん (0791) 58-1145
若草寮	〒669-5112 朝来市山東町大内547-1	(079) 676-2123	リボン (079) 676-5035
睦の家	〒669-3826 丹波市青垣町文室204-2	(0795) 87-5815	
淡路学園	〒656-0122 南あわじ市広田広田637	(079) 945-0412	
伊丹乳児院	〒664-0007 伊丹市北野3丁目48番地の2	(072) 781-1744	
ピューバホール	〒670-0873 姫路市八代東光寺町13-11	(0792) 82-2692	
聖和の杜	〒656-2131 淡路市志筑1542-1	(0799) 73-86161	

^{*}里親支援専門相談員は、里親支援を行う専門のソーシャルワーカー（社会福祉士等）です。
（注）神戸市・明石市所管の児童養護施設等を除きます。

令和4年4月1日現在

こども家庭センターの所在地	担当地域
中央こども家庭センター 〒673-0021 明石市北王子町13-5 TEL (078) 923-9966 FAX (078) 924-0033	加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町
洲本分室 〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5 (洲本総合庁舎内) TEL (0799) 26-2075 FAX (0799) 26-0269	洲本市、南あわじ市、 淡路市
尼崎こども家庭センター 〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番3号 ひと咲きタワー9階 TEL (06) 4950-5001 FAX (06) 6491-3300	尼崎市
西宮こども家庭センター 〒662-0862 西宮市青木町3-23 TEL (0798) 71-4670 FAX (0798) 74-2538	西宮市、芦屋市
川西こども家庭センター 〒666-0017 川西市火打1丁目12-16 キセラ川西プラザ3F TEL (072) 756-6633 FAX (072) 756-6006	伊丹市、宝塚市、川西市、 三田市、猪名川町
丹波分室 〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 (柏原総合庁舎内) TEL (0795) 73-3866 FAX (0795) 72-4602	丹波篠山市、丹波市
加東こども家庭センター 〒679-0212 加東市下滝野1269-2 (加東市元滝野庁舎2階) TEL (0795) 27-8250 FAX (0795) 48-9319	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町
姫路こども家庭センター 〒670-0092 姫路市新在家本町1丁目1-58 TEL (079) 297-1261 FAX (079) 298-1895	姫路市、相生市、たつの市、 赤穂市、宍粟市、神河町、 市川町、福崎町、太子町、 上郡町、佐用町
豊岡こども家庭センター 〒668-0063 豊岡市正法寺446 TEL (0796) 22-4314 FAX (0796) 24-0484	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町

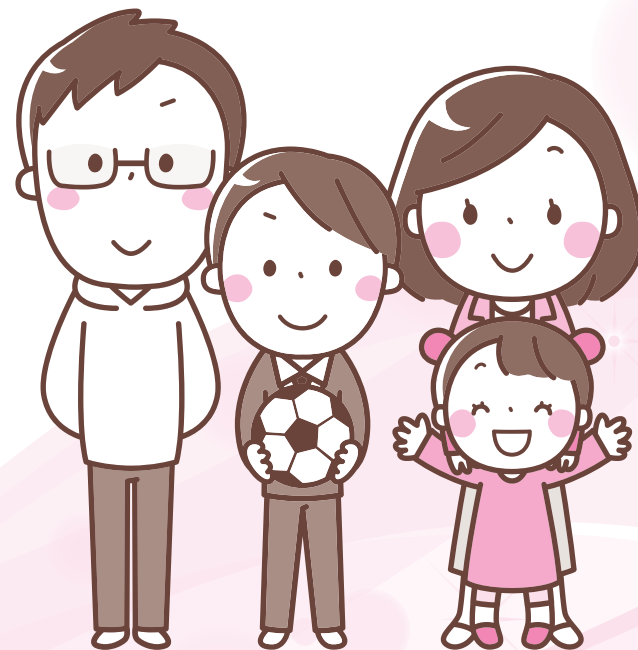
発行 兵庫県中央こども家庭センター
所在地 〒673-0021 明石市北王子町13-5
電話 078 (923) 9966 FAX 078 (924) 0033
E-mail Chuukouokodomo@pref.hyogo.lg.jp

04福@2-002A4

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

里親制度の ご案内



兵庫県

① 里親とは

子どもは保護者の深い愛情につつまれて、家庭ですこやかに育つことが望めます。しかし、私たちの身近には、保護者の家出、離婚、病気などさまざまな事情で家庭を離れて生活しなければならない子どもたちがいます。そのため、一時的に家庭での養育が困難になった子どもや家族を失った子どもを、自分の家庭に引き取って、深い愛情と理解をもって育ててくださる方を「里親」といいます。この里親制度は児童福祉法に定められています。

(注) 民法上の養子縁組制度とは異なります。ただし、里親委託を経て養子縁組につながる例はあります。

里親の種類

* 養育里親

様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親です。

* 専門里親

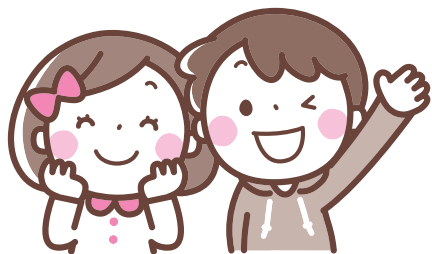
養育里親のうち、虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。

* 養子縁組里親

養子縁組によって子どもの養親となることを希望する里親です。

* 親族里親

実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親です。



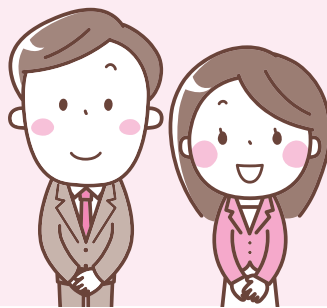
② 里親になるには

里親になるには、研修を受け、里親申請書やその他定められた書類の提出が必要です。その上で、審査（「里親登録・認定」といいます。）で適当と認められれば、里親になることができます。

里親になるための要件

- ① 子どもの養育についての理解及び熱意並びに子どもに対する豊かな愛情を有していること
- ② 経済的に困窮していないこと
- ③ 県知事が行う養育里親研修または養子縁組里親研修を修了していること
- ④ 子どもの養育に関し虐待等の問題がないと認められること

※他にも、法に罰せられていないことなどいろいろな要件が必要です。また、専門里親になるには、特別な研修が必要となります。詳しくは、こども家庭センターにお問い合わせください。



③ 子どもとの出会いは

こども家庭センターでは、子どもの年齢や性格、里親の家庭状況や希望条件などを考慮して、子どもを里親に紹介します。また、家庭養護促進協会でも子どもの紹介をしています。

子どもと里親をひきあわせ、一緒に暮らすことがよいと判断された場合は、こども家庭センターが正式に子どもを育てることを里親にお願いします（「里親委託」といいます）。

里親になるまで

